

国会法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十七章 国立国会図書館、行政監視院、法制局、議員秘書及び議員会館</p> <p>第三百三十条（略）</p> <p>第三百三十条の二 国会による行政の監視及び立法に関する機能の充実に資するため、別に定める法律により、国会に行政監視院を置く。</p>	<p>第十七章 国立国会図書館、法制局、議員秘書及び議員会館</p> <p>第三百三十条（同上）</p> <p>（新設）</p>